

総務委員会会議録

平成22年11月30日(火)

(開会)13:50

(閉会)14:35

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「議案第112号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第112号について補足説明をいたします。議案書の3ページをご覧ください。

本年8月に出された人事院勧告に準じ、一般職職員の期末手当を改定いたしますので、あわせて市議会議員、市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の期末手当に関する規定を整備するものでございます。第1条は飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償に関する条例を改めるものでございますが、12月に支給する期末手当の支給率を100分の165から100分の150に改め、また、第2条において来年度からとなりますが、6月に支給する期末手当の支給率を100分の145から100分の140に、12月の支給率を100分の150から100分の155に改めております。同様に、第3条及び4ページに掲載しております第4条において市長及び副市長に、第5条及び第6条において上下水道局事業管理者に、また、第7条及び第8条において教育長に、市議会議員と同様の支給率を適用するよう、それぞれの給与に関する条例を改めております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

まず議案第112号について、お尋ねをいたします。今回改正によって影響額はどうか、答弁を求めます。

人事課長

議案第112号についてでございますが、支給率のほうは0.15引下げとなりますので、現在年間3.1月でございますが2.95月となります。

その具体的な影響でございますが、市長が16万5712円、副市長が14万2500円、教育長が12万4865円、上下水道事業管理者が12万2906円で、合計55万5983円となります。これが特別職分でございますが、議会にしましてでございますが、議長が10万8千円、副議長が93,000円、議員の皆さん方が86,250円となりまして、引き下げによる影響額は合わせますと296万1千円となります。先ほどの特別職の分の減額と合わせますと、影響額は年間351万6983円で減額率は9.09%となります。

委員長

議案第112号についての質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第112号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第113号について補足説明をいたします。議案書の8ページをご覧ください。

本年8月に出示された人事院勧告に伴い、国家公務員の給与等が改められますので、これを参考にして本市職員の給与条例を改めるものでございます。

今回の人事院勧告の主な内容は、月例給及び期末・勤勉手当の減額改定でございますが、月例給については民間との比較で、中高年齢以上の世代について民間を上回っているとして、55歳を超える行政職給料表(一)の6級以上を適用する職員の給料を1.5%減額するとともに、給料表のうち中高年齢、40歳台以上の職員に適用する部分を平均0.1%引き下げたものに改め、格差を是正しようとするものでございます。また、期末・勤勉手当についても同様に官民格差を是正するため0.2月引き下げのものです。

条例改正の具体的な内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。

飯塚市職員の給与に関する条例について23ページにかけて掲載しておりますが、期末手当に関し規定する第26条第2項において、本年12月に適用する支給率を100分の150から100分の135に改め、また第3項において再任用職員に適用する期末手当の支給率を100分の85から100分の80に改めるものでございます。また、勤勉手当に関し規定する第29条において、支給率を100分の70から100分の65に改め、第2項において再任用職員に適用する期末手当の支給率を100分の35から100分の30に改めるものでございます。

次に、別表として規定しております行政職給料表を、先ほどご説明いたしました人事院勧告を反映した内容に改めております。

先ほど本年12月に適用する期末手当及び勤勉手当についてご説明いたしましたが、第26条第2項に規定する期末手当について、来年6月以降に適用する期末手当の支給率を100分の125から100分の122.5に改めております。さらに第29条第2項に規定する期末手当について、来年6月以降に適用する勤勉手当の支給率を100分の65から100分の67.5に改めております。再任用職員に適用する勤勉手当については、来年以降6月、12月ともに100分の32.5と改めております。

そのほか、附則において給料の切り替えに伴う経過措置や施行期日等を定めております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

皆さんは議運で人事院勧告の読み込み不足があったという答弁をされておりますが、人事院勧告をどういうものだと受けとめておられるのか、簡潔に答弁願います。

人事課長

人事院勧告についてどのように受けとめておるかというご質問でございますけれども、人事院勧告そのものにつきましては国家公務員に対する給料の適正化を図るということでございまして、通常、公務員以外の民間労働者であれば労使によりまして給与額と申しましうか、給料及び手当については決定をなされるということでございますけれども、日本におきましては公務員についてはその代替措置としまして、人事院が官民の格差を比較し公務員に適用する給与について適正化を図るということで勧告が行われております。したがって、この勧告に沿ったかたちで給与ということも法律で決定をされ、国家公務員に適用されるわけでございますけれども、地方公務員につきましてもこの人事院勧告に準じて改正を行って来ておるところでございます。ただし、地方公共団体と申しましても、20万人以上の都市になりますと人事

委員会というものを設け、そこで給与の適正化について人事院と同様の比較、検討、研究がなされまして勧告がなされ、その勧告に準じましてそれぞれの自治体のほうで、それぞれの地方公共団体の公務員の給与が決定されるということでございますけれども、私どものような自治体におきましては人事委員会の機能を持つことはできませんので、国に準じた措置をとっているというのが実情でございます、私どもといたしましては人事院勧告の位置づけというものをそのように認識しております。

川上委員

ということは、20万人以上の都市よりは、人事委員会を持っているところよりはもっと慎重に検討する必要があるということになると思うんですね。しかし、あえてお尋ねしたいのは、本市職員の給料改定の参考にすると言われるんだけど、人事院勧告だけ見ておればいいのかということが疑問になるわけですね。そのへんについてはどう考えられているか、お尋ねします。

人事課長

昨年も同様のご質問をいただいたかと思いますが、今も申し上げましたように、人事委員会を持つ政令市等でございますれば地場賃金の状況というのを独自で調査を行います。また、それに基づく独自の判断も可能と考えておりますけれども、その機能を持っておりませんので、人事院勧告がすべてというわけではございませんが、福岡県、福岡市及び北九州市の人事委員会の勧告や周辺自治体の動向等も参考にしながら対応しているのが実情でございます。ただし、今回の人事院勧告及び県等が出しました人事委員会の勧告につきましては、若干の差がありました。そういう中で平成18年度人事院勧告につきましても50年来の大改正となるもので改正を行われたわけでございますが、そこで出された給料につきましては全国で最も低い地域の給料を基準に設けられたものでございます。地域間の給料格差を地域手当で補正をする仕組みが導入されたということございまして、当飯塚市におきましてはその地域手当の支給地域ではございませんが、人事院勧告に準じた措置をとること、これが住民の皆さまに説明責任を果たせる指標ではないかというふうに判断をいたしまして、今回も人事院勧告に準じた措置をとらせていただいております。

川上委員

人事院勧告だけ見たわけではないと。他の自治体の様子も見たと。そこまでよく検討しておきながら、どうして読み込み不足というか、間違いが生じたのかお尋ねします。

人事課長

勧告に出されました内容につきましては、期末勤勉手当、12月に支給する分でございますが、先ほどご説明いたしましたように、官民格差を是正するために0.2月分の支給率を下げるといような勧告が出されております。それとあわせまして、先ほど申し上げました55歳に達した年齢の6級以上適用の職員と申しましょうか、特定職員というふうな記載がございますけれども、この特定職員に関する期末手当の調整について、その支給する額の1.5%を減じた額に先ほど申し上げた支給率をかけ込むというふうなかたちでの人事院勧告が出されております。この期末手当の対象と、支給率をかける対象となりますのが給料、それから扶養手当、そして地域手当を支給している団体においては地域手当という3つの給料及び手当から構成をされております。

私ども、そのすべてについて1.5%を適用するというふうに当初理解をしておったわけでございますが、国のほうが定め国会のほうに提案をいたしました法律案を確認いたしますと、扶養手当についての記載がないということがわかりまして、県等とも確認をいたしましてこの分の期末手当の減額については給料が1.5%減じるということになりますので、その影響を受ける部分だけであると。したがって、扶養手当については減額の対象とはならないという確認をとりまして、今回申しわけございませんが、条例案の修正をお願いしたわけでございます。

川上委員

なぜそういう読み込み不足がね、起こったのかという原因を聞いたわけです。で、お答えにならないですね。なぜ答えられないのかと思うんだけど、公務員給与を適切に決定する意義についてはどのようにお考えですか。

人事課長

公務員給与を適切に決定する意義ということでございますが、全くそのとおりだというふうに理解をしております。

川上委員

それは私が質問したんですよ、意義についてはどう考えておるのかと。読み込み不足とか引き起こしても原因を答弁されないわけですから、大体その公務員給与を適切に決定することについてね、どのくらいの重みを感じておられるのかを聞きたいわけです。だから意義をどうとらえておられるのかね、聞いてるわけです。質問してるんだから、そのとおりですとか言われても困るわけです。

人事課長

公務員給与に限らずでございますが、職員の身分については地方公務員法のほうに規定がございます。この14条にも情勢適応の原則ということで、社会情勢に合わせ民間の給与格差是正等を図るべきであるというような原則がございます。したがって、先ほども申し上げましたけれども、そのよりどころといたしまして、人事院勧告というものを今回もよりどころとさせていただいておりますので、その内容について適正な対応をとるべきというふうに認識をしております。

川上委員

結局答えてないですよ。人の給料をこんなにおろそかに扱ってあってね、何と思っているのかということを知りたいわけですよ、俗っぽく言えば。総務部長は答弁できませんか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:07

再開 14:08

委員会を再開いたします。

総務部長

質問者が言われた内容につきましてでございますけれども、私どもも精一杯、適切に運用していかうということで事務を執っているわけでございますけれども、その中で読み込み不足があったということについては力不足、努力不足について深く反省をいたしているところでございます。今後このようなことがないように適切に進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

思想がないわけですよ。賃金とは何かとか、給料とは何かとかあるでしょう。そこをね、すえてないわけ。職員の生活と家族の生活とかね。そして、その職員が果たしている公共サービス、住民サービスの大事さとかいうもののね、全然イメージがない。8月10日に人事院総裁が談話を出してるでしょう。読まれてますでしょう。うなずかないですね。その中でこう書いてるじゃないですか。公務員給与を適切に決定することは、職員の努力や実績に的確に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効果的で効率的、安定的な運営に寄与するものであります。これがスパッと1回目で答弁が出るべきでしょう。だから今でもね、人事院勧告の読み込み不足というのは続いているんですよ。こんなことが人事課からスパッと答弁が出ないというほうがおかしいですよ。だから、あなた方の頭の中には、人事院勧告が何か出る、我々人事委員会もないから右へならえと、今

度は右へならえをし損なただけだと。ならい損ねたのが反省じゃないですか、あなた方の。

今回改訂で、直接影響を受ける人数、それから平均額、それから総額ではいくらになるのか、影響額。この3つ、あわせてお尋ねします。

人事課長

対象人数が総数で936名になります。今回の分は期末の分の0.1でございますので、全職員ということになるわけでございますけれども、それから影響額でございますけれども、今回の年間でございますが、試算では8650万円ほどというふうに総額のほうは試算しております。職員一人当たりについては92,000円程度ということで影響額を試算しております。

川上委員

92,000円というのは人事院勧告どおりということなんですね。それで、市長がおられないので職務代理者ということになりますけれども、このカットは厳しいと思われませんか。

副市長

ことしだけでなくですね、私も以前おりましたけども、ずっと部長になってから公務員給与そのものが長年にわたってずっと引き下げられておる。もちろん民間の景気も悪い、民間の企業等も下がっておるといふ実態はありますけれども、そんなに楽な状況じゃない。皆さん大変厳しいし、一所懸命頑張っておられるのに大変だろうなという気持ちは持っております。

川上委員

人事院の総裁は、経年のこと別にして、今回のカットについて厳しい内容の勧告になっていると。第1項目で自ら結論を出してるわけです。それで、経年のこと言われましたけども、経年についてどういうカット実績というのもおかしいですけども、カット額になっているか整理されてると思いますので、答弁を求めます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:13

再 開 14:13

委員会を再開いたします。

人事課長

変遷についてですが、まず期末勤勉の支給率、年額で申し上げますと、3年ということがございますが、平成21年が4.15月、その前年の20年でございますけども、4.5ということで、0.45ほど削減ということになっております。22年度につきましては、先ほどご提案をさせていただきました3.95という率になります。

それから給与表の改定関係でございますけれども、21年度につきましてはマイナス勧告を受けまして、平均でございますが0.22%ほどの給料表のほう下がっております。そして今年につきましては平均0.1%というような削減になっております。

川上委員

それは金額にするといくらぐらいになりますか、平均と総額で。

人事課長

平成21年度の改定につきまして、これは申しわけありません、1人当たりというより総額で申し上げます。5,983,452円というのが給料へのはね返りでございます。含めての分でございますと、21年度については14万3千円ほどということでございます。

川上委員

何か自信がなさそうですね。大丈夫ですか、今の数字で。14万5千円と9万2千円とを足せばいいんですか、2年間だと。いくらになりますか。

人事課長

だいたい23万6千円ほどになります。

川上委員

こういうのをね、いちいちこんなに時間かけてやりとりしないと出ないわけですよ。あなた方がどれだけ職員の給料、給与の切り下げに無頓着であるかがよくわかるわけですね。

それで、実は人事院は先ほど紹介しましたように、厳しい勧告となったけれども、公務に対する国民の目はなお厳しいものがあるというふうに言ってるんですね。それはあるでしょう。特に低所得者の多いこの地域ではですね、なお公務員に対する高過ぎるというのはあると思います。そういった点で言えばね、どういう発想でどういう形で公務員給与を決定してきているのかというのを、市民に広くわかるようにする必要があるんじゃないですか。どれだけあなた方が職員を苦しめて、そのことの自覚がないかということも分かるわけだけど、この厳しい内容について、市の職員組合はいつ了承したんですか。

人事課長

職員団体との協議については、11月16日で一応人事院勧告に準じた措置を取るということについては、了解をいただいております。

人事課長

その際に労働組合からは、自分たちのカットした分、今回については8650万円についてだけでも、これについての使い道について何か要請とか、その意見とかなかったですか。

人事課長

その件については特段聞いておりません。

川上委員

過去の削減分については何に使われたと思いますか。

総務部長

独自のカットと申しますか、給与下がった分、人歓の部分、当然交付税の単位費用が減るわけございまして、カットという部分が、実感として財務部局のほうとしても入ってくるわけございませぬので、独自のカットではないということで、ご理解のほどよろしく願いいたします。

川上委員

公務員の賃金を削ってもね、住民の暮らしや福祉に回ったというわけにいかないということなんですね。そういうことですか。

総務部長

行財政改革等々で独自に工夫してきた部分、こういった部分については財源として市の財政のほうに寄与してくる部分ございますけども、人事院勧告の部分の影響ということであれば、そういったかたちになるかと思っております。

川上委員

住民の暮らしの向上に役立たない賃金カットと、給料カットということですね。

それで、先ほどから市職員の苦境のことをお聞きしましたけれども、工事請負、それから委託、業務委託、指定管理委託、補助金などに、どういうふうに今度の給与改定は反映していきますか。お尋ねをいたします。

財務部長

今後の市が執行します予算の中では、例えば工事であれば、歩掛とかいうかたちでのその単価の積算の基礎にもなっておりますし、賃金ベースを基礎にしてる分についてもその辺は影響が出ております。直接それが単価にどう影響するかということについては、明確には現時点ではお答えできない状況でございます。

川上委員

私が先ほど言った中で、影響が絶対がないというものがありますか。

財務部長

本年度の執行については、いま現在の昨年の給与をベースにして積算しておりますので、本年度の分については影響ございませんけど、来年度以降の分については影響が出てくるものと考えております。

川上委員

ですから、影響の出ないものがあるかということを知りたいんです。

財務部長

今の時点で影響がないものがあるかということのお尋ねでございますけど、その辺、全体を把握しておりませんので、今の段階で明確にお答えはできません。

川上委員

だから部落解放同盟の補助金を除いてはね、たいがい大きな影響があるんですよ、あなた方の政治姿勢から言えばね。それが何万人に影響を及ぼすのかね、その額はどれくらいなのかということを考えてないですか。

財務部長

その辺は、全体的な額については把握いたしておりません。

川上委員

大ざっぱな質問になりますけれども、私が言ったように、工事請負、それから業務委託、それから指定管理、それから補助金、かなりの部分にほとんどですよ、影響が出るでしょ。それがどれぐらいの規模か、何千万円の規模なのかね、億単位になるのか、あなた方わからないでしょ。そういうことでパンドラの箱を開けようとしているわけですよ。開けようとしている細かい数字はわからないんだけど、このことが地域経済にどれだけの影響が及ぶかは考えたことがありますか。

財務部長

その辺についても、試算はいたしておりません。人事院勧告につきましては人事のほうもお答えしましたように、国の給与の調査の中で民間企業と公務員給与格差が生じているということで下がってきておりますので、そのへんで民間のベースが下がってきているということでの反映と申しますか、それを公務員給与に反映させるということでございますので、全体的に民間企業が下がってきているということでの勧告と存じておりますので、公務員給与が下がるからどうこうというより、民間が下がってるからこういう勧告が出ているというふうに認識しております。

川上委員

財務部長は論点をすりかえたらだめです。今あなた方がやろうとしていることが、地域経済にどれだけの影響を与えるか考えたかと聞いたじゃないですか。考えてないという答弁ですよ、今のは。だからそういう答弁をするわけですよ。じゃあいいですよ。考えてないんですよ、あなた方は。あなた方は地元の民間の賃金を見ないで、全国的な数値、人事院が言った数字だけを見て、一目散に右へならえでやり損なったんだけど、いったい民間の賃金がなぜ低下しているのかと、そういったことはまともに考えないですか。人事院が民間準拠と言ってるんですよ。民間が下がってるから公務員も下げます、それだけですよ。なぜ民間が下がってるんですか。また、先も言ったように工事費も下がる、業務委託費も下がるということになるわけですよ。だから、民間賃金が低下している原因についてはどう考えてありますか。

総務部長

民間賃金が下がっている現況ということでございますが、長引く不況というのが大きな原因だというふうに認識しております。

川上委員

それと、本市独自の問題で言えばね、経済対策が失敗してるんですよ。鯉田工業団地にね、20何億円もつぎ込んでね、またさらに2億円も3億円もかけて三菱の山に道を通そうという

んでしょう。経済対策が間違っているでしょう。だから、国が全体としてどうですとだけ言えませんよ。本市独自の問題がやっぱりある。無駄遣いをこれだけ横行させてね。地元の中小業者を苦しめていっているわけでしょ。このイタチごっこというか、悪循環は永遠に悪循環が続いておるかという、そうじゃないでしょう。「あっ、ここに悪循環の大もとがあった」というのは、あなた方よく知っているでしょう。10億円以上の大企業、ソフトウェアセンターもそうですよね。こういったところが日本全国的にいうと、内部留保が233兆円あるんですよ。そしてこの景気が大変だ大変だと言ってる1年間の間に、11兆円も内部留保を増やしてる。手元資金だけでも52兆円あって、何に使っていいかわからない状況なんですよ。だから、この埋まっているお金をどうにか使えないのかと思わないといけないと思うんですよ。もともとこの埋まっているお金は、民間労働者の厳しい低賃金などが非正規労働者の大量解雇、それから正規労働者では民間ボーナスカット、退職強要、こういうことで、さらに下請中小企業の一方的な単価切り下げ、あなた方もやっているでしょう。それから、発注打ち切りとかね。こういうことによって、そういうお金が貯まっている。ですから、ここに正當に社会的にもの言言って、還元させてもらうということによって、民間労働者の賃金も上げていくし、公務労働者、民間労働者の垣根を越えてね、生活できる賃金、安心して展望が語れる、また誇りを持って働けるような賃金の確保というのが大事になってくると思うんですよ。田中副市長は私のような考え方について、どうお考えですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:32

再開 14:32

委員会を再開いたします。

副市長

言われるように、賃金がこれだけ下がってきた、景気が悪いというのは、いろんなマクロ的なことでたぶん言われたと思うんですね。民間の大企業に内部留保があるという話だろうと思いますけど、我々自治体には、もちろんそういうのは新聞報道では存じておりますけども、現実、我々の自治体の財政状況はそういう内部留保はどこにあるんだろうかというのは正直なところでございます。ただ言われるように、働く人はきっちりそれに見合ったのをやっぱりやって、1日も早く地元だけでなく全体がですね、大きな事でいえばやっぱり日本が元気になって、皆さんの賃金も上がるようになってくるよう、私は正直それを願っておりますし、そうすれば税収も増えるでしょうし、それをやるにはいろんなこと、これは国会的なことになるんでしょうけど、いろいろな政策があるでしょうけども、端的に言えば、地元が元気になって日本も全部元気になってもらいたいというのが、私の今の一番思っているところでございます。

川上委員

飯塚市に企業が持ってるような内部留保はないですよ。ただ、無駄遣いの片鱗はいくらでもあるじゃないですか。あなたが財務部長のときじゃなかったですか、仕組債は。副市長は個人的にも証券取引をよくやってあるんじゃないですか。それは資産報告で報告されてますから。だから、そういう目で見てくださいよ。飯塚市の中で、もっときちんとカットすべきことがあるんですよ。やめないといけない無駄遣いもある。そういうことを忘れて、市にお金がないとか、お金ないですよ。しかし、無駄遣いはあるんですよ。無駄遣いは大きい。暮らしとか福祉に使うお金は、小さくてもものすごく喜ばれるじゃないですか。質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

生活費を大幅に削って、市職員を苦しめるばかりか、住民サービスの向上にもつながらない、また民間労働者の賃下げにもつながる、本来の景気打開策にも逆行する本条例については反対であります。

委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第113号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。